

## 処 分 基 準

年 月 日作成

法 令 名：銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項：第4条の3第2項
処 分 の 概 要：許可猟銃等に係る打刻命令
原権者（委任先）：都道府県公安委員会（方面公安委員会）
法 令 の 定 め： 銃砲刀剣類所持等取締法第4条第1項第1号（所持許可）、同第4条の3第2項（番号又は記号の打刻） 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第6条の2（打刻命令）
処 分 基 準： 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 い 合 わ せ 先：
備 考：